



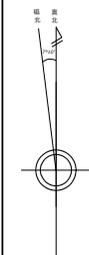
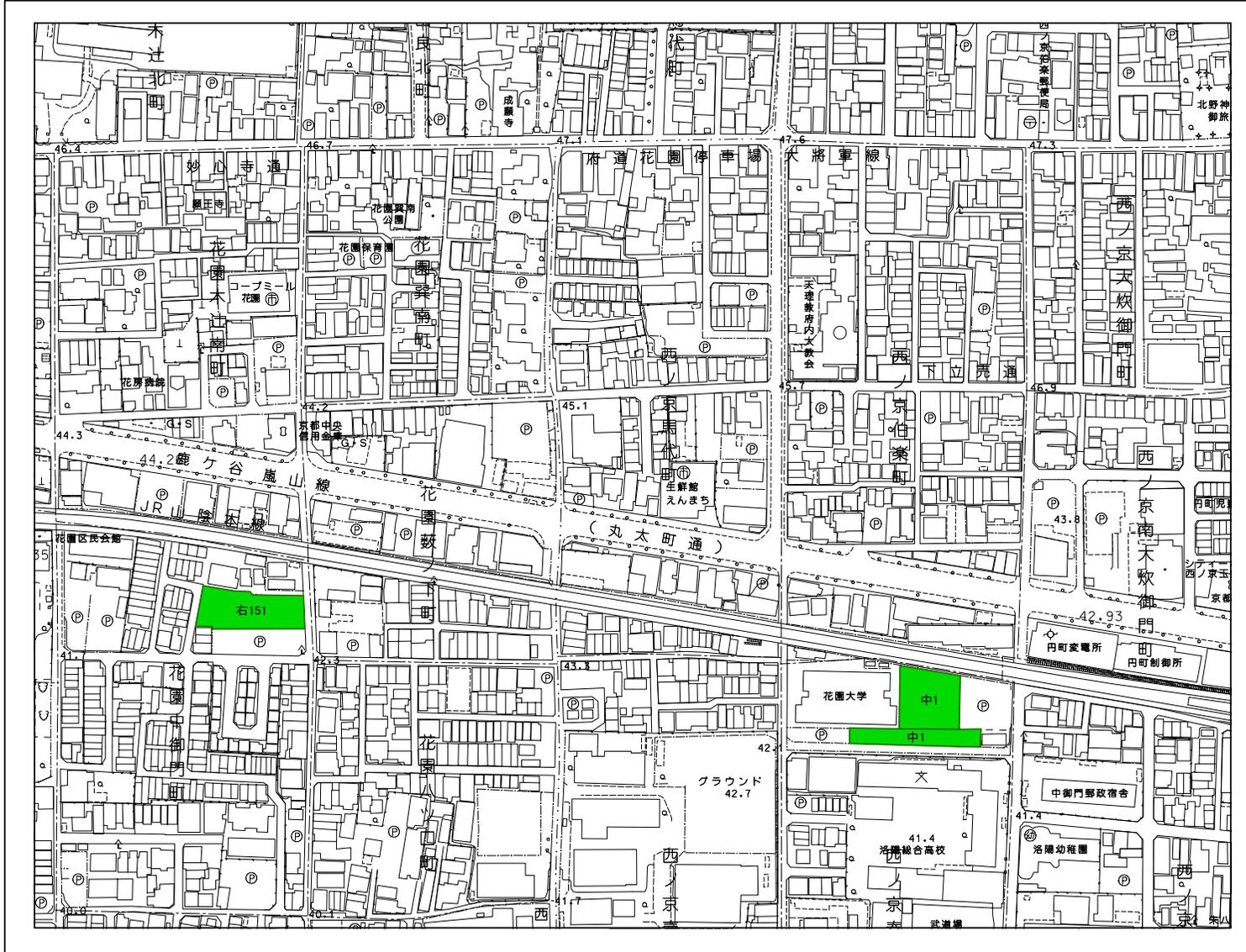




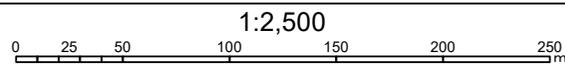
# 048-5 花園

39 宇多野	40 衣笠山	41 船岡山	1	2	3
47 鳴滝	48 花園	49 聚楽園	4	5	6
56 大塚	57 山ノ内	58 壬生	7	8	9

本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の土地利用の計画を定めるための図である。本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図である。本図は、京都市の土地利用の計画を定めるための図である。



京都市都市計画局



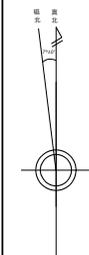
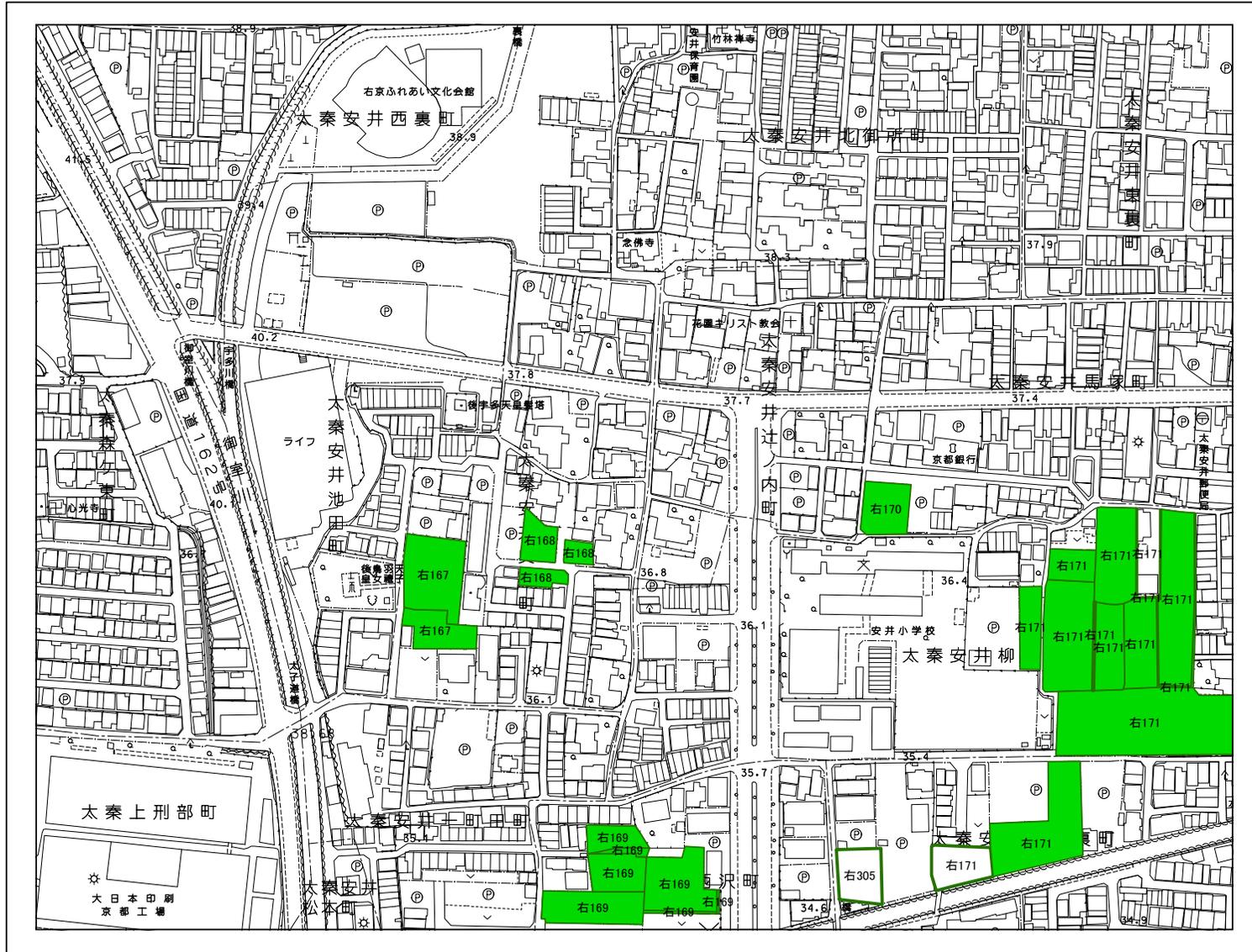
**凡例**

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

# 048-7 花園

39 宇多野	40 衣笠山	41 船岡山	1	2	3
47 鳴滝	48 花園	49 聚楽園	4	5	6
56 太秦	57 山ノ内	58 壬生	7	8	9

本図は、京都市都市計画局が作成した京都市都市計画図の一部であり、本図に記載の事項は、京都市都市計画条例に基づき制定されたものである。本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。

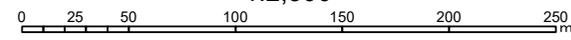


京都市都市計画局

**凡例**

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

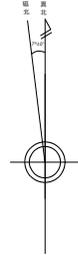
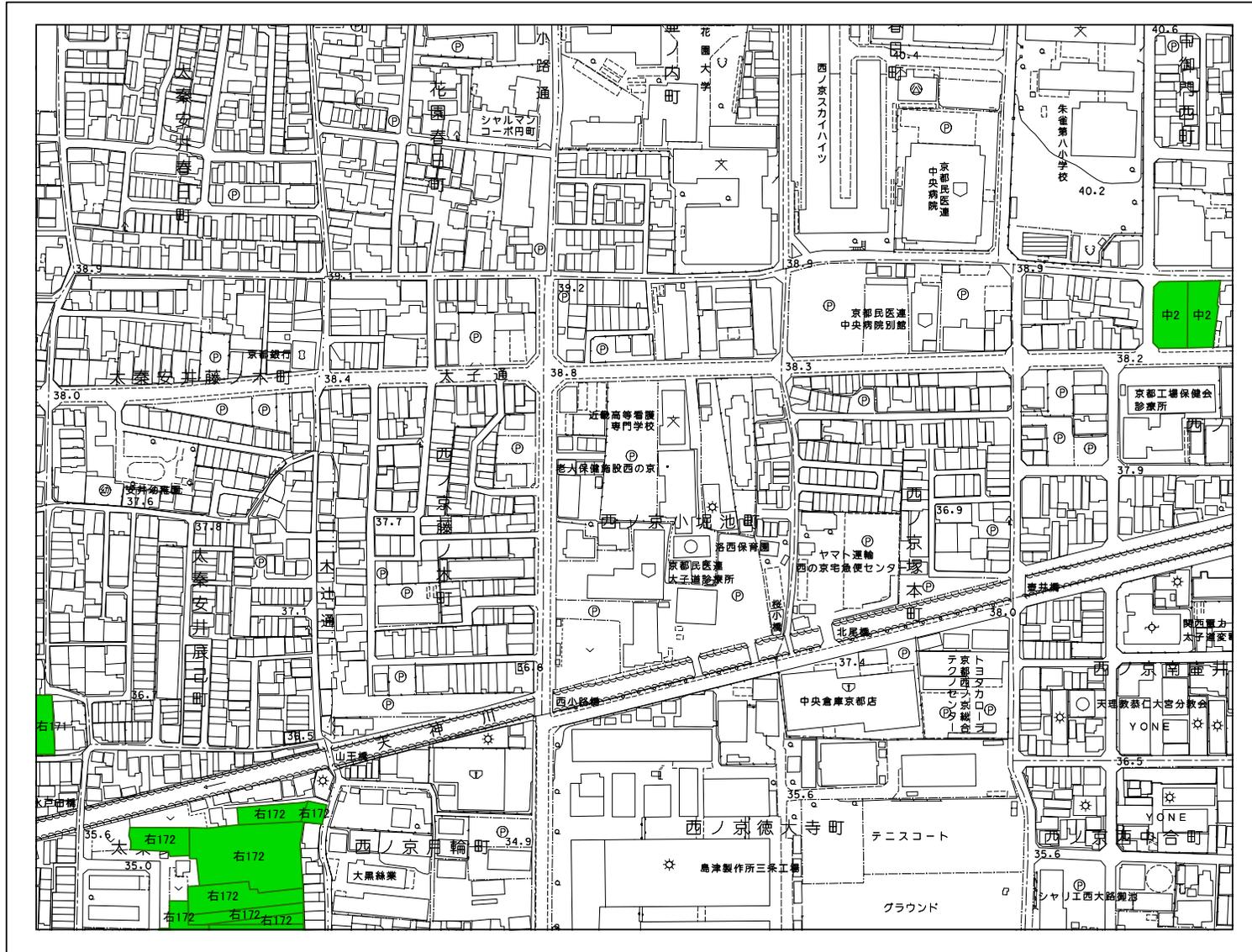
1:2,500



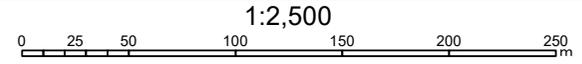
# 048-8 花園

39 宇多野	40 衣笠山	41 船岡山	1	2	3
47 嶋尾	48 花園	49 聚楽園	4	5	6
56 太秦	57 山ノ内	58 壬生	7	8	9

本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画条例」に基づき、京都市の土地利用の計画を定めるものである。本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。



京都市都市計画局



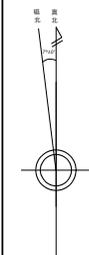
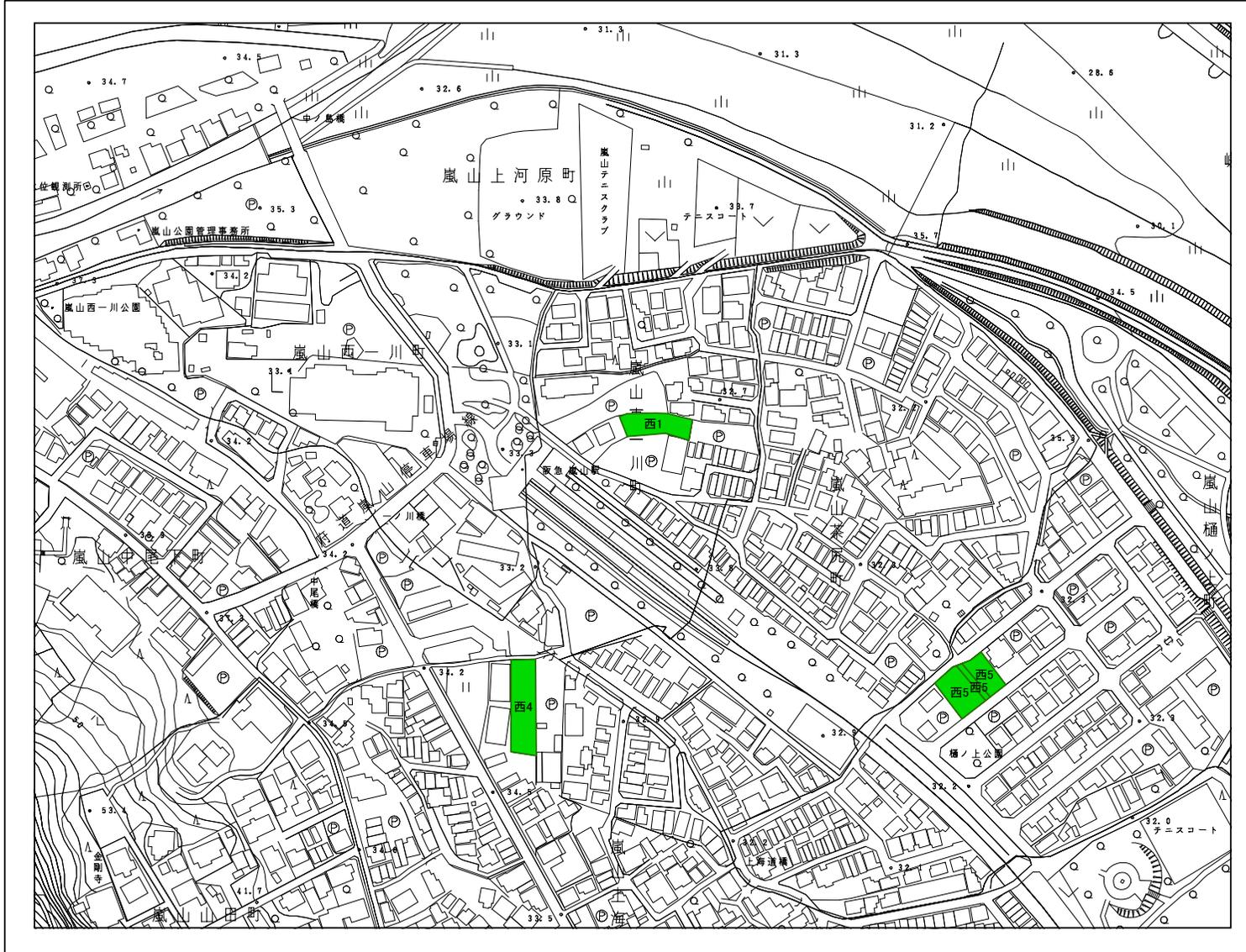
**凡例**

- 生産緑地也
- 特定生産緑地新指定区域

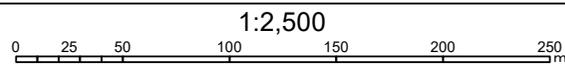
# 055-2 嵐山

45 小倉山	46 大覚寺	47 鳴瀬	1	2	3
54 烏森	55 嵐山	56 大森	4	5	6
63 唐櫃越	64 松尾	65 上桂	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 2. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 3. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 4. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 5. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 6. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 7. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 8. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 9. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 10. 本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。



京都市都市計画局



1:2,500

**凡例**

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域